

貝塚市農地利用最適化推進委員募集要項

1. 募集人数

6名

2. 任期

令和8年7月20日（予定）から令和11年7月19日まで

3. 身分

貝塚市の特別職の非常勤職員

4. 職務の内容

担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止等、農地等の最適化の推進に関する活動を行う。

5. 報酬

月額20,000円

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- （1）破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ていない者
- （2）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）貝塚市暴力団排除条例（平成24年6月25日貝塚市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者
- （4）法令等により農地利用最適化推進委員と兼職できない者

7. 推薦及び応募の手続き

推薦書又は応募申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて郵送又は持参により貝塚市農業委員会事務局までご提出ください。なお提出された書類についてはお返しいたしません。

添付書類

推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行後3カ月以内のもの）

8. 受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月2日（月）

持参される場合は、平日の8時45分から17時15分までに提出してください。

郵送される場合は、令和8年2月2日必着分まで有効。

9. 選考方法

農業委員会は、必要に応じて貝塚市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会に、候補者の意見を求めることになります。

貝塚市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会は、提出された書類等をもとに評価を行い、農業委員会に意見を報告します。（必要に応じて面接等をおこなう場合があります。）

農業委員会は、評価委員会の意見を受けて、推進委員として委嘱することになります。

10. 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に市のホームページで提出のあった書類をもとに以下の内容を公表します。

- （1）推薦をする者（個人に限る。）の氏名、職業、年齢及び性別
- （2）推薦をする者（法人又は団体に限る。）名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- （3）推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- （4）推薦又は応募の理由
- （5）推薦者が推薦を受ける者を貝塚市農業委員に推薦しているか否かの別又は、応募者が貝塚市農業委員に応募しているか否かの別
- （6）推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- （7）応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数

11. 推薦及び応募書類の提出先・問い合わせ先

〒597-8585

貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市農業委員会事務局

電話 072-433-7388（直通）